

青森県教育委員会第783回定例会会議録

期 日 平成26年4月2日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 委員長選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・委員長 豊川好司
- 議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県文化財の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

平成26年4月2日（水）

- ・開会 午後3時
- ・閉会 午後3時20分
- ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤理事、奈良教育次長、岡田参事、教育政策・職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
町田委員、中沢委員
- ・書記
外崎学、村上健

会 議

議 事

委員長選挙

(豊川委員)

鈴木委員長が3月31日をもって委員を辞職されたので、新たに委員長を選挙する。選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則第4条第1項の規定により無記名投票とする。

【投票用紙配布】

(豊川委員)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育長を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっている。お手元の投票用紙に中村教育長を除いた委員の名前が記載されている。委員長に選任したい方の氏名の上欄に○印をお書き願いたい。

【各自記入】

(豊川委員)

それでは、投票箱に投票用紙を投函願いたい。

【各委員投票の後、開票作業】

(豊川委員)

投票数5票、有効投票数5票、うち、豊川委員3票、町田委員1票、野澤委員1票である。選挙の結果、私を委員長とすることに決定した。任期は平成26年4月2日から平成27年4月1日までである。

次に、委員長職務代行者を新たに指名する。指名の方法は、会議規則第5条で、委員長の選挙に準ずることとなっているので、無記名投票とする。

【投票用紙配布】

(豊川委員長)

それでは、委員長職務代行者に指定したい方の氏名の上欄に○印をお書き願いたい。

【各自記入】

(豊川委員長)

それでは、投票箱に投票用紙を投函願いたい。

【各委員投票の後、開票作業】

(豊川委員長)

投票数5票、有効投票数5票、うち、町田委員3票、清野委員1票、野澤委員1票である。選挙の結果、委員長職務代行者に、町田委員を指名することに決定した。

議案第1号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(岡田参事)

青森県文化財保護審議会委員の任期が、平成26年4月8日をもって満了となるので、委員13名を委嘱又は任命するものである。

委員13名のうち、月舘敏栄氏ほか11名は再任することとし、新たに学校教育分野担当として柴田眞理子氏を委嘱するものである。

なお、委員の任期は、平成26年4月9日から平成28年4月8日までの2年間である。

(町田委員)

月舘委員は在任期間17年と長いが、その理由をお聞かせ願いたい。他に適任者がいないということか。

(岡田参事)

まず、年齢については70歳を超えないということで、これは国の審議会を参考にしている。それから、月舘委員の分野については、非常に専門性が高いということで、なかなかその分野を担う方が他にいらっしゃらない。また、長年にわたって本県の建造物について調査をされていて大変お詳しいので、その分野の第一人者ということで、再任を考えている。

(野澤委員)

前田委員の後任となる柴田眞理子氏の推薦の理由は。

(岡田参事)

柴田氏については、長年、学校教育に携わっており、学校教育の中での文化財の保存・活用についての見識をお持ちであると考えている。また、平成21年から平成25年まで県立郷土館の協議会の委員をされており、美術館での展示・保存活動の分野についても大変お詳しいと考えている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 青森県文化財の指定について

(岡田参事)

平成26年3月16日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として歴史資料「菅江真澄筆 外浜奇勝」を、県天然記念物として「薬師寺の石割カエデ」を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。

まず、「菅江真澄筆 外浜奇勝」は、江戸時代後半の紀行家 菅江真澄が津軽滞在中に記した日記であり、当時の津軽一円の景観や民俗、文人との交流等を知る上で貴重な資料であり、本県に唯一現存する直筆本として稀少性が高いものであることから、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「薬師寺の石割カエデ」は、凝灰岩の岩盤の上に生息しており、幹周520センチもの大木で、推定500年という長寿を保ち、カエデとしては他に類例の無い価値が高いものであることから、県天然記念物に指定し、永く保護すべきものと考えている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。